

松本市家庭系ごみの排出量に応じた 費用負担制度 検討に係る基礎資料

<資料集>

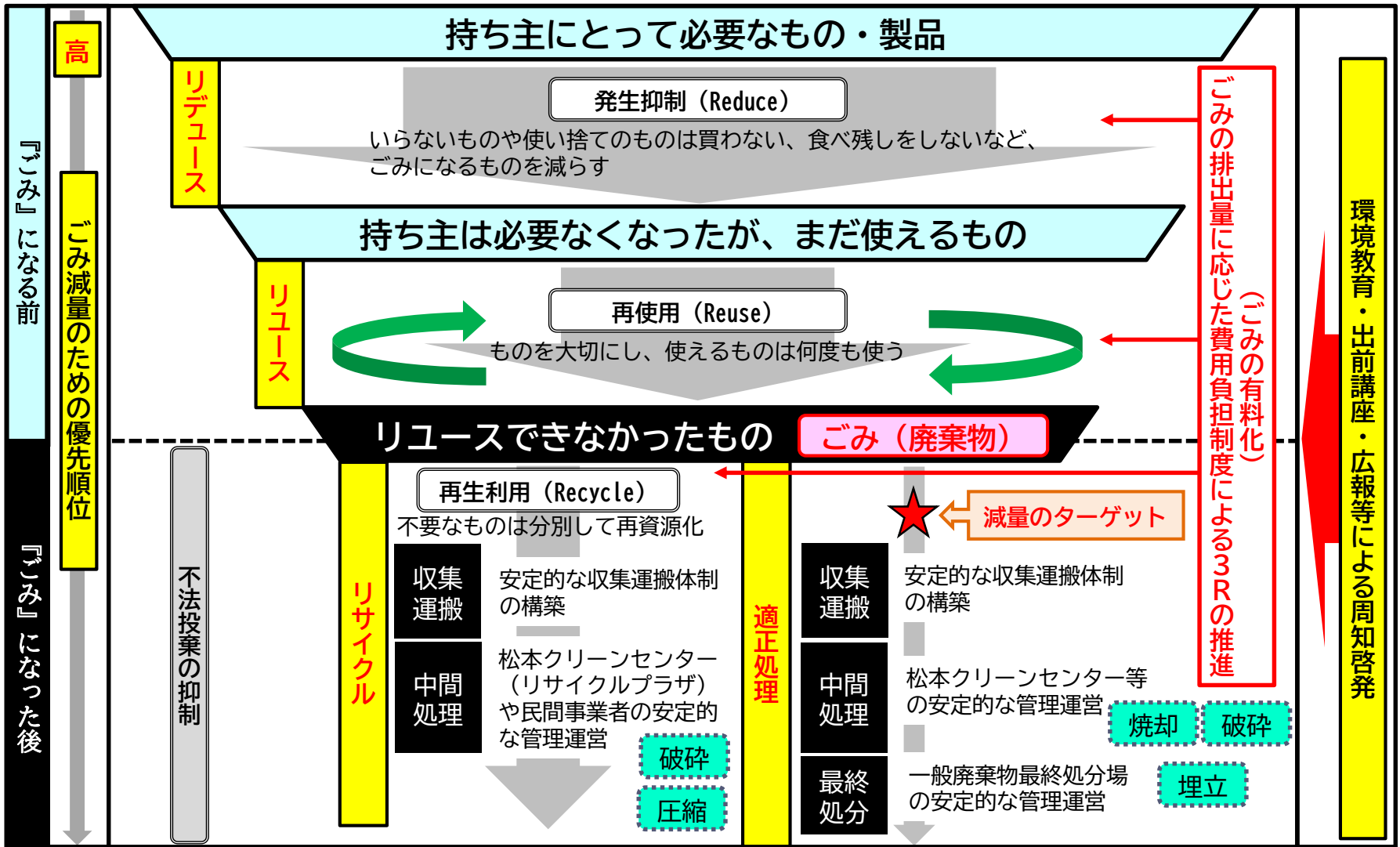
1 ごみ処理における全体像

ごみ処理の
目的

ごみ（廃棄物）の『安定的な処理』
安定的とは、公衆衛生が保たれ、公害の発生がなく、適正に継続的なごみ処理が行われている状態

- ごみ（廃棄物）の『安定的な処理』を行ううえでは、①最終処分場の延命化が必要
- 持続可能な社会を実現するために、②地球温暖化の防止、③限られた資源の有効活用を行うことは、ごみ（廃棄物）の処理を行ううえでも最重要課題

➡ ①、②、③を実現していくためには、『ごみの減量化』が必要不可欠



ごみ処理に係る計画（一般廃棄物処理（基本）計画）

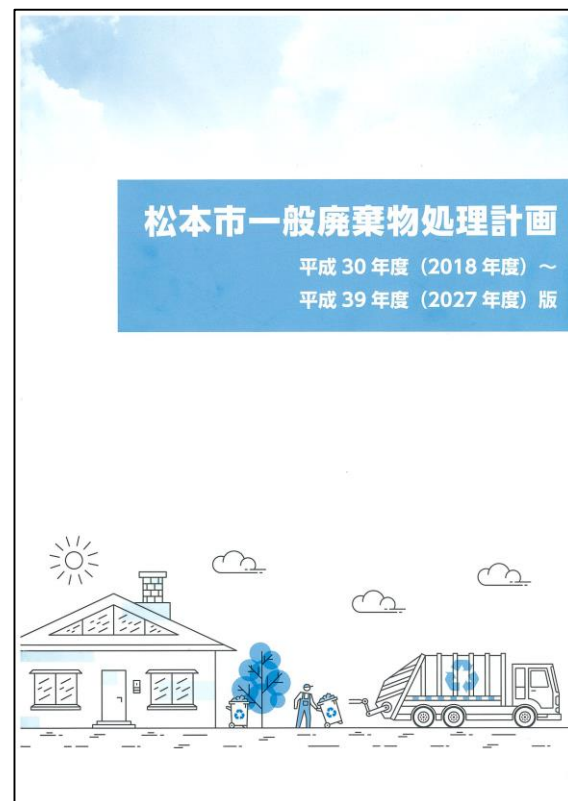
【一般廃棄物処理（基本）計画とは】

（以下「処理計画」と表記。）

- ・本市のごみ処理分野における最上位計画
- ・ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成
- ・平成29年3月に計画策定 **<令和6年4月中間改訂>**
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村に策定義務あり

【内容】

- ・計画期間は平成30年度からの「10年間」
- ・ごみ排出量の目標等を設定
- ・基本方針や各主体（市民、行政、事業者、滞在者）の役割を設定



【キャッチフレーズ】

減らそう！分けよう！チャレンジ30・10

－ 1人1日当たりの事業系ごみ30%・家庭系ごみ10%の削減に向けて－

- 1人1日当たりの事業系ごみを平成24年度（2012年度）比で30パーセント削減
- 1人1日当たりの家庭系ごみを平成24年度（2012年度）比で10パーセント削減

処理計画に定めている目標 <中間改訂後>

数値目標設定項目	現 状		目 標
	基準年度 平成24年度	中間年度 令和4年度	目標年度 令和9年度
① 総ごみ量 [t/年]	99,794	85,329	74,093
平成24年度比 令和4年度比			26%削減 13%削減
② 1人1日当たりのごみ排出量 [g/1人1日]	1,122	988	868
平成24年度比 令和4年度比			23%削減 12%削減
③ 家庭系ごみ排出量 [t/年]	42,309	37,289	36,534
④ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/1人1日]	476	432	428
平成24年度比 令和4年度比			10%削減 1%削減
⑤ 事業系ごみ排出量 [t/年]	42,744	39,995	28,767
⑥ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/1人1日]	481	463	337
平成24年度比 令和4年度比			30%削減 27%削減
⑦ リサイクル率 [%] (中間処理後再生利用量(灰の資源化量)は含まない。)	15.0	9.5	12.0
【参考】リサイクル率 [%] (中間処理後再生利用量(灰の資源化量)を含む。)	18.4	(19.4)	(12.0)
⑧ 最終処分量 [t/年]	8,845	2,450	7,629
※最終処分対象物は毎年減少 平成24年度比 令和4年度比			6%増加 284%増加

計画における「家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度」の位置づけ

○松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度～令和9年度版）令和5年度改訂

国では、一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、廃棄物処理法基本方針の「地方公共団体の役割」において、ごみの有料化の推進を明確化しています。また、市町村がごみの有料化を導入する際に参考となるよう、令和4年（2022年）3月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂しています。

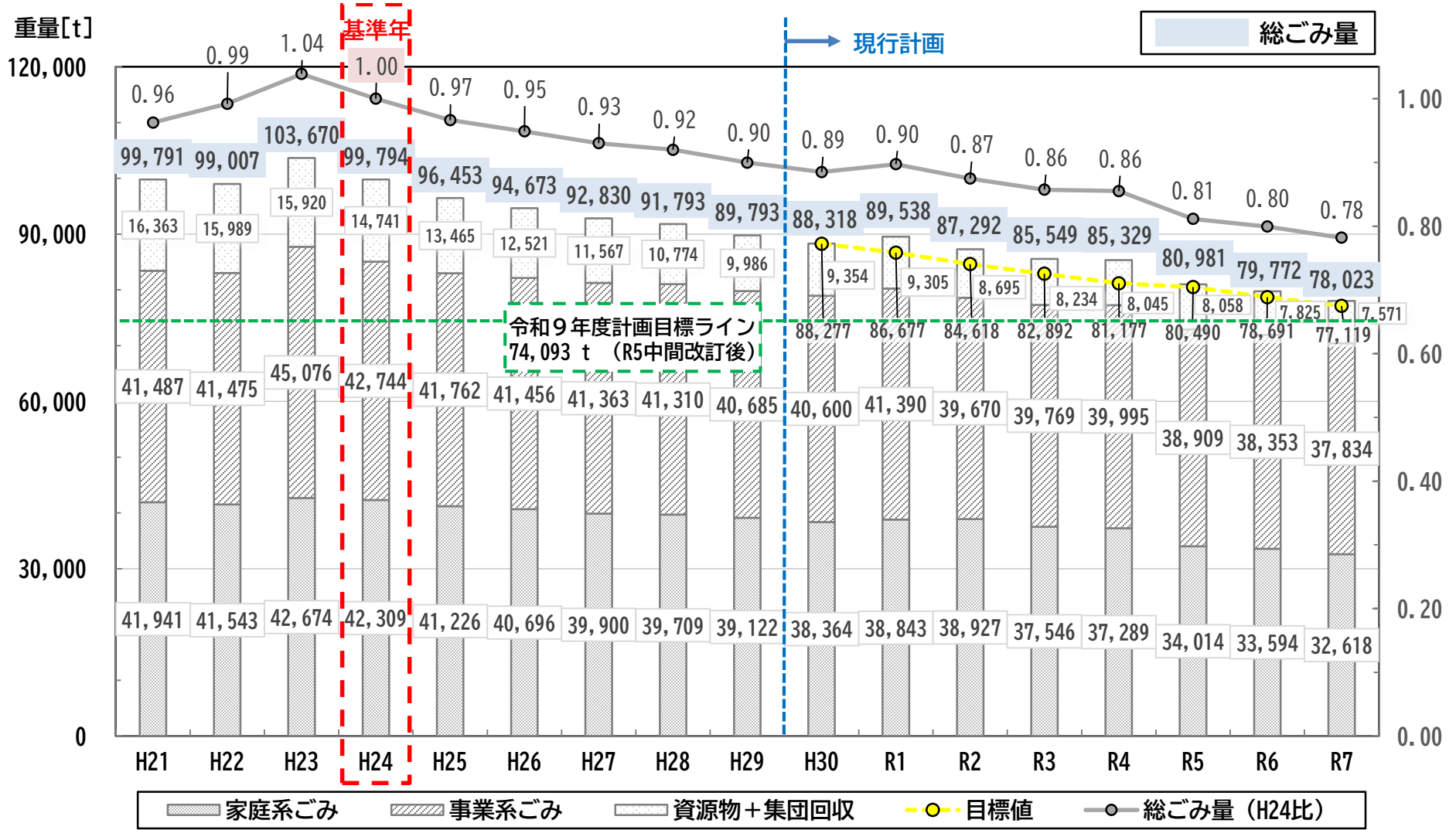
本市では、前一般廃棄物処理計画に基づき、平成21年度（2009年度）に「松本市ごみ有料化検討委員会」を設置するとともに、庁内で検討を進めました。

その際、最終的には、市として「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、家庭系ごみの有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施すること」と結論付け、ごみの削減に努めてきました。

平成23年度（2011年度）以降、収集体制やごみ処理施設の再整備などの状況が変化しており、本計画期間内に再度「ごみ有料化検討委員会」を開催するなど、十分に社会情勢等を考慮して、家庭系ごみの有料化について検討することとしていましたが、昨今の物価高騰の状況に鑑み、現段階では有料化による市民生活への更なる負担増は避け、資源化を優先すべきと考えています。なお、ごみの有料化については、集合住宅等の施策の手法を検討しつつ、ごみの削減状況や今後の社会情勢を鑑み、必要があれば適当な時期に判断することとします。

1 ごみ処理における全体像

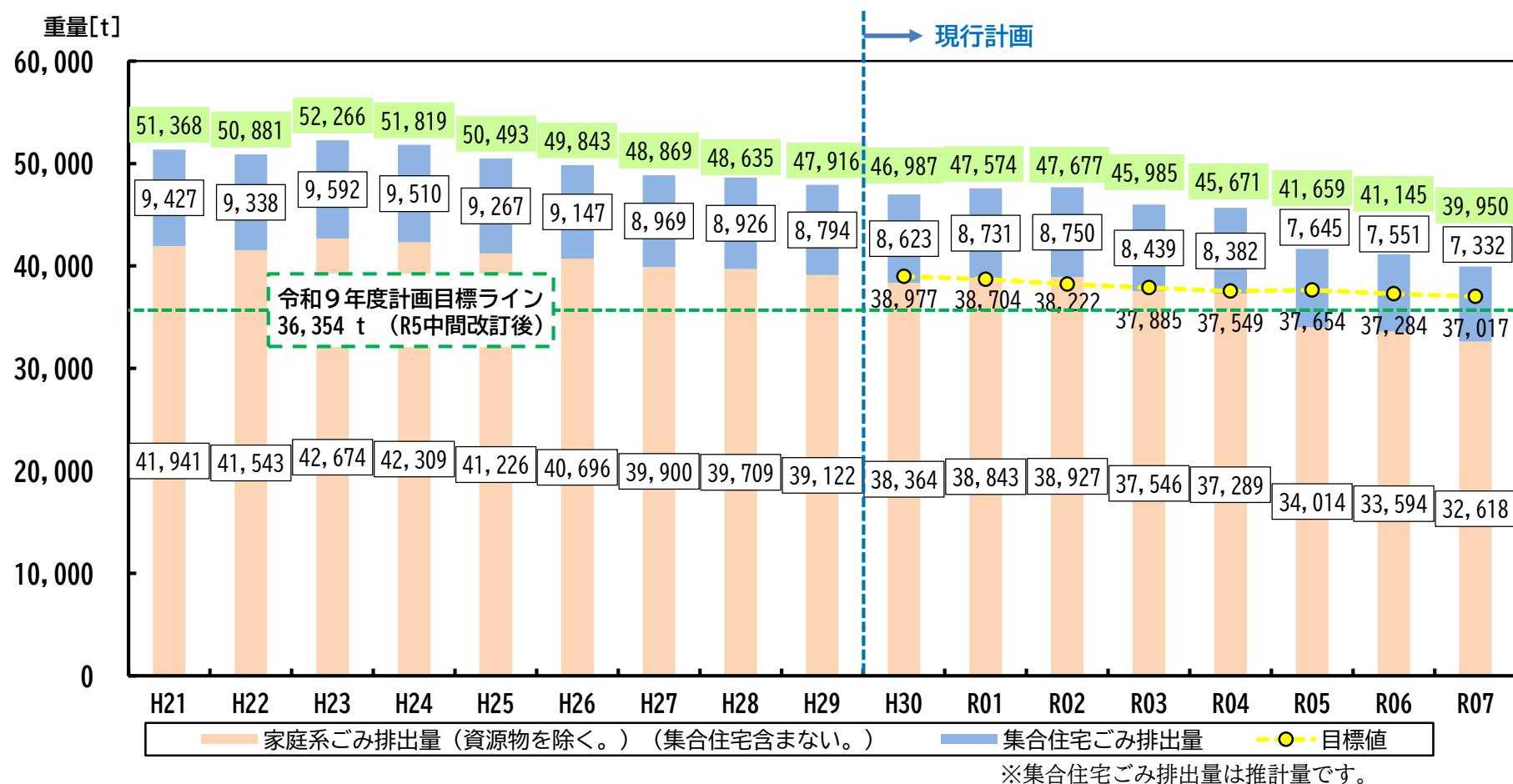
ごみ排出量の推移



○総ごみ量は、平成21年度以降、短期的には増加している年度もありますが、長期的には右肩下がりとなっています。

○現行計画期間内では、初年度である平成30年度から、総ごみ量は処理計画の目標を達成できていません。

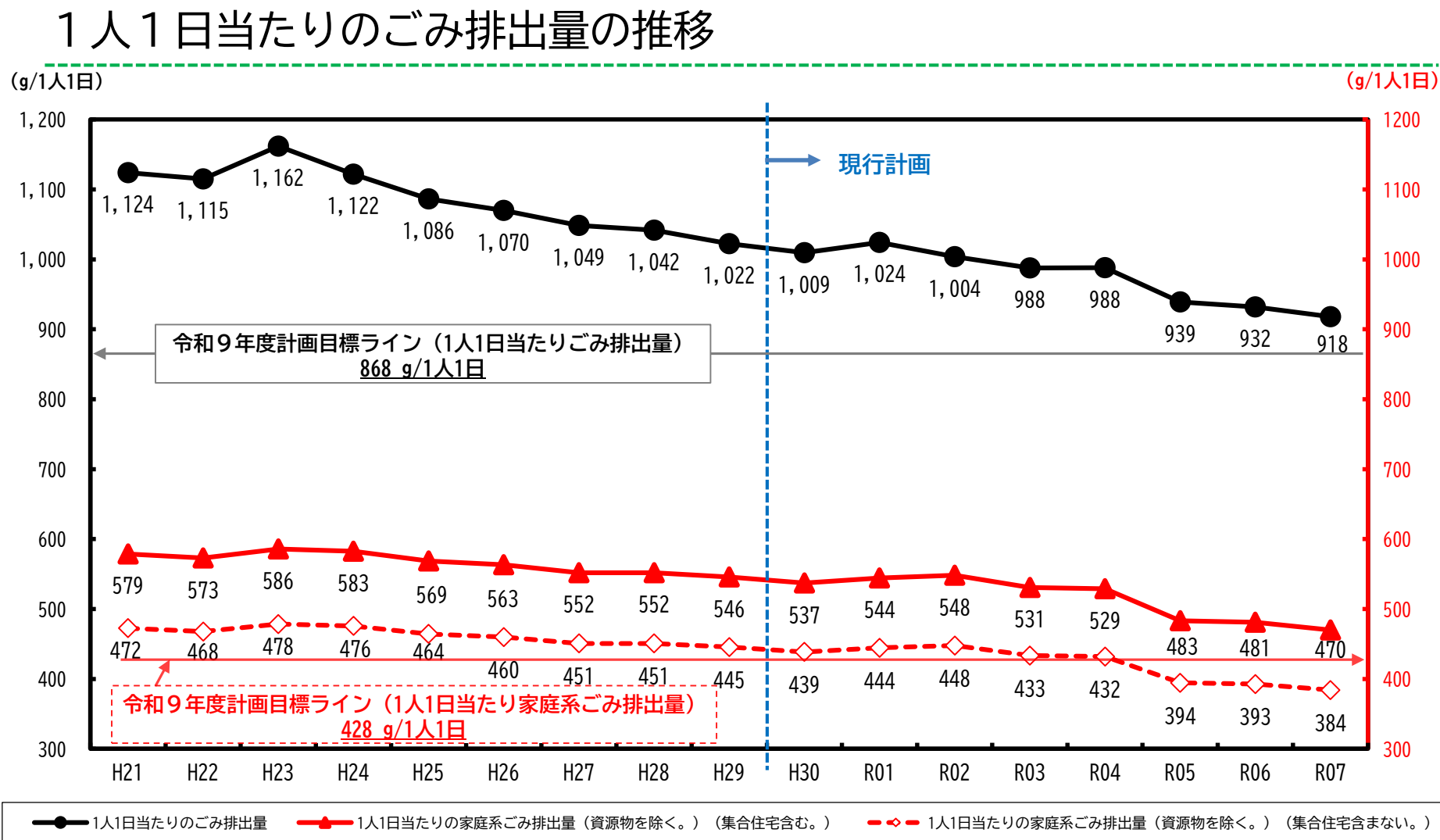
家庭系ごみ排出量の推移



○家庭系ごみ排出量（資源物除く。）は、平成21年度以降、短期的には増加している年度もありますが、長期的には右肩下がりとなっています。

○現行計画期間内では、令和元年度及び令和2年度を除き、家庭系ごみ排出量（資源物除く。）は処理計画の目標を達成できていますが、集合住宅ごみ排出量を含めると達成できていません。

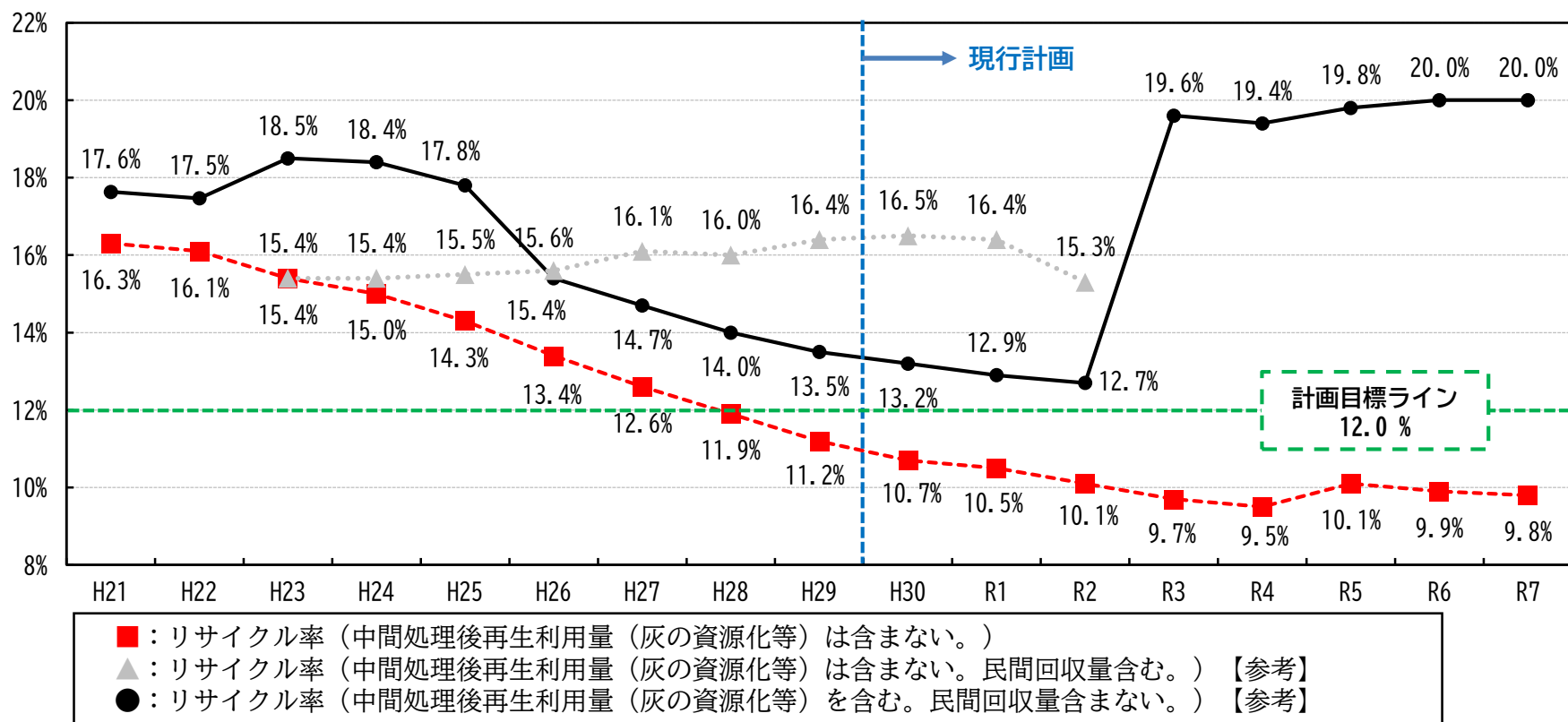
1 人 1 日 当 た り の ご ゐ 排 出 量 の 推 移



○ 1 人 1 日 当 た り の ご ゐ 排 出 量 及 び 1 人 1 日 当 た り の 家 庭 系 ご ゐ 排 出 量 (資 源 物 を 除 く。) の い ず れ も、 平 成 2 1 年 度 以 降、 短 期 的 に は 増 加 し て い る 年 度 も あ り ま す が、 長 期 的 に は 右 肩 下 が り と な っ て い ま す。

○ 現 行 計 画 期 間 内 で は、 1 人 1 日 当 た り の 家 庭 系 ご ゐ 排 出 量 (資 源 物 を 除 く。) に つ い て は、 既 に 令 和 9 年 度 に 定 め た 目 標 を 達 成 し て い ま す が、 集 合 住 宅 ご ゐ を 含 む と 達 成 で き て い ま せ ん。

リサイクル率の推移



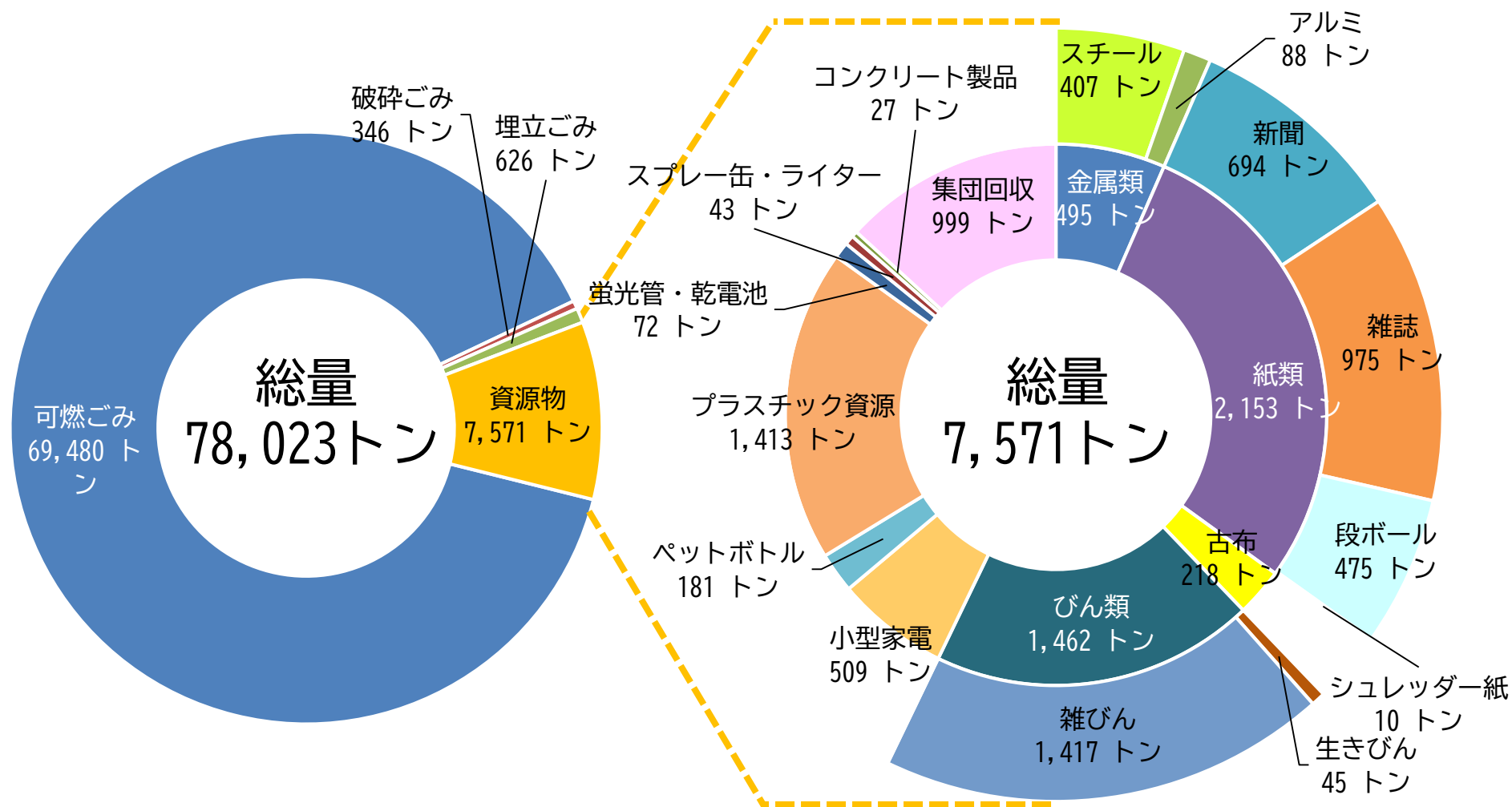
※H23以前及びR3以降の民間回収量は把握していない。

○平成21年度以降、リサイクル率（中間処理後再生利用量（灰の資源化等）を含まない。）は、民間事業者の資源物回収ボックスの回収量の増により、右肩下がりでしたが近年は横ばいとなっています。（民間事業者による回収量を含むと、16パーセント前後を推移している。）

○現行計画内も同様に、リサイクル率（中間処理後再生利用量（灰の資源化等）を含まない。）は減少しており、処理計画の目標である12パーセントを維持することができていません。

○令和3年度以降にリサイクル率（中間処理後再生利用量（灰の資源化等）を含む。民間回収量含まない。）が大幅に増加しているのは、市内最終処分場の再整備に伴い、焼却施設で発生する焼却残渣の全量を民間事業者に外部委託処理しており、発生量の大部分（約8割）をリサイクルしているためです。

ごみ排出量の内訳（令和7年度）

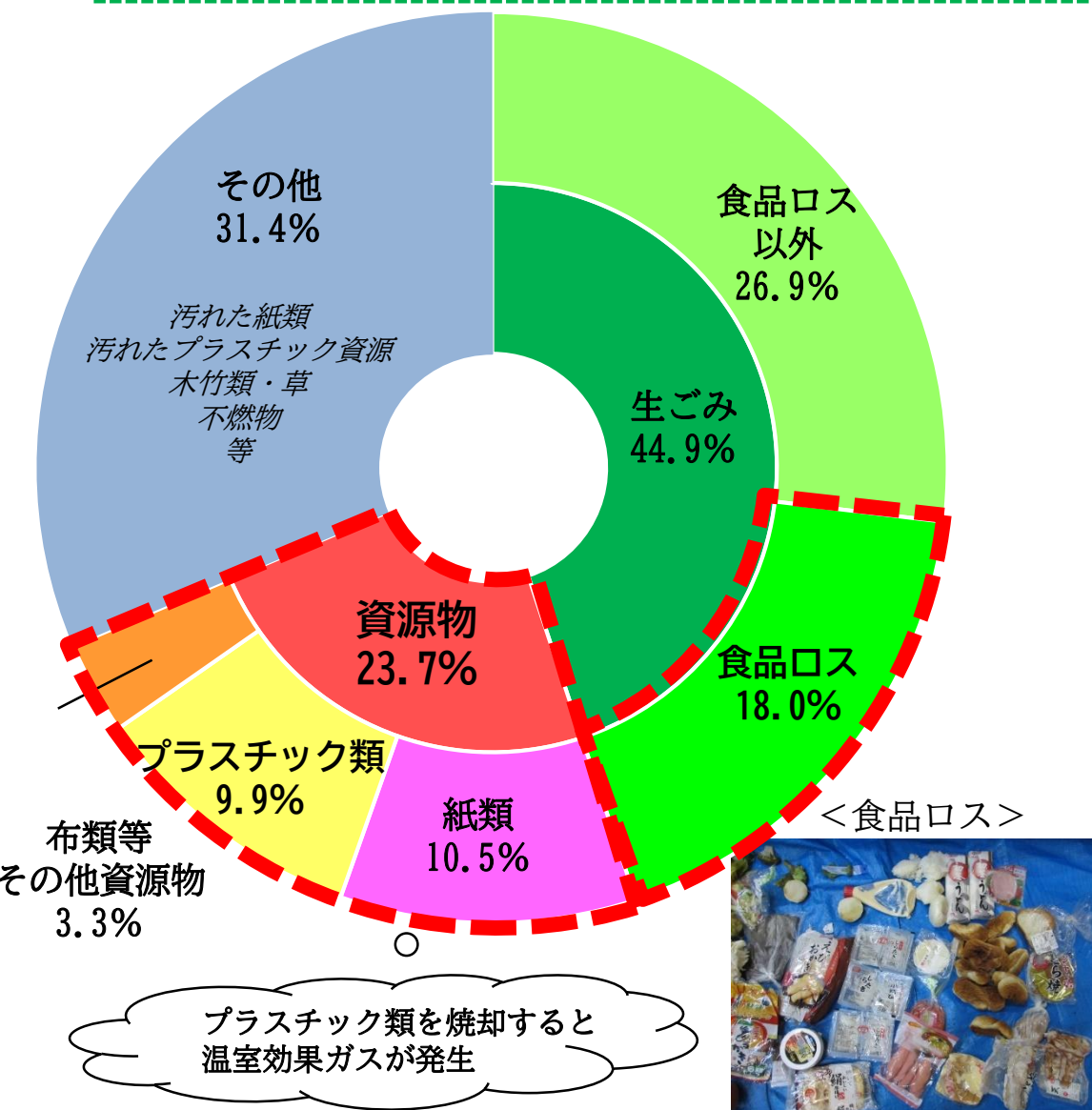


○ごみの排出量のうち、「可燃ごみ」が約9割を占めています。

○「資源物」では、紙類、びん類、プラスチック資源の順で高い割合を占めています。

『家庭系』可燃ごみの内訳（令和7年度可燃ごみ組成・食品ロス調査結果）

【単位：割合[%】



区 分	家庭系 可燃ごみ
生ごみ	44.9
食品ロス	18.0
調理くずのうち可食部	12.4
食べ残し	4.0
手付かず食品	1.6
調理くず	23.7
食品以外	3.2
生ごみ以外	55.1
プラスチック類	16.7
リサイクル可能な割合	9.9
紙類	25.9
リサイクル可能な割合	10.5
布類	5.2
リサイクル可能な割合	3.2
その他（木竹類、金属類等）	7.3

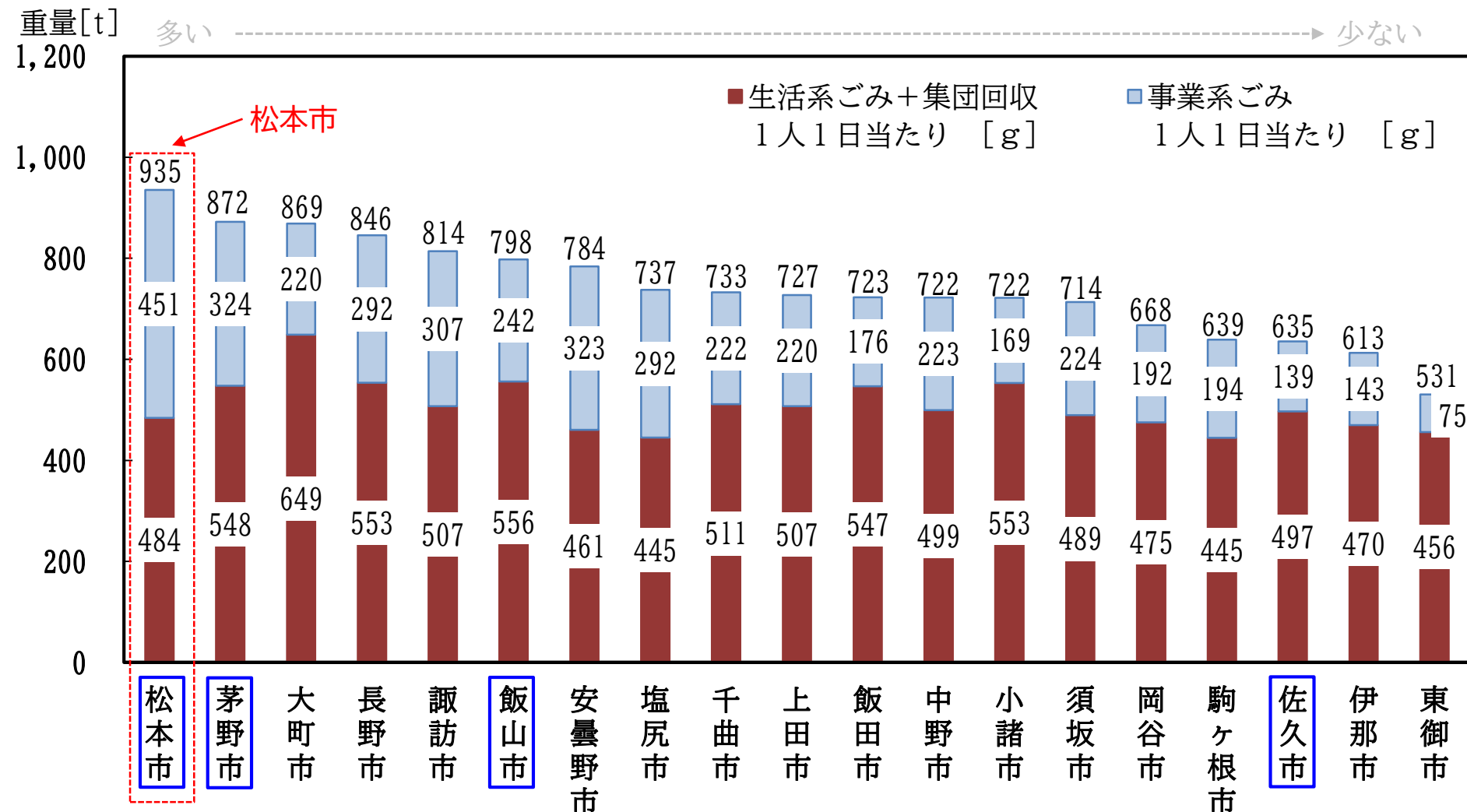
○家庭系可燃ごみ中には、**食品ロス**や**資源物**（紙類・プラスチック類・布類・金属類等）など『ごみにするにはもったいないもの』が、41.7パーセントも含まれています。

1 ごみ処理における全体像

県内他市との比較（令和6年度実績）

【環境省一般廃棄物処理事業実態調査より集計】

□：家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を『未実施』



○ 松本市の1人1日当たりのごみ排出量は、県内19市の中でも多い。

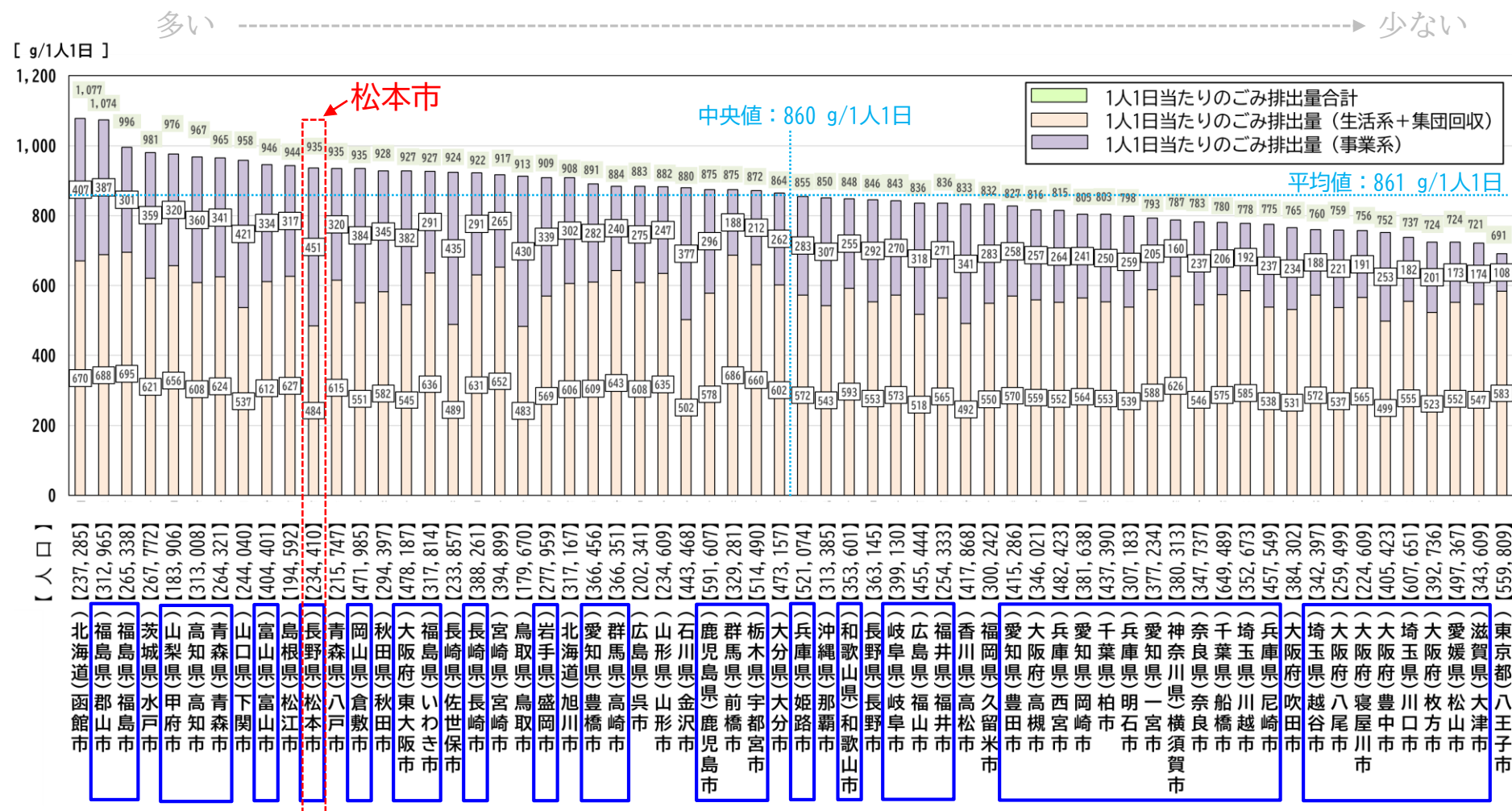
※ここでの生活系ごみは、家庭系ごみと集団回収を除く資源物量の合計です。（環境省の集計方法の名称に準じて記載。）
※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

1 ごみ処理における全体像

中核市との比較（令和6年度実績）

：家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を『未実施』

【環境省一般廃棄物処理事業実態調査より集計】

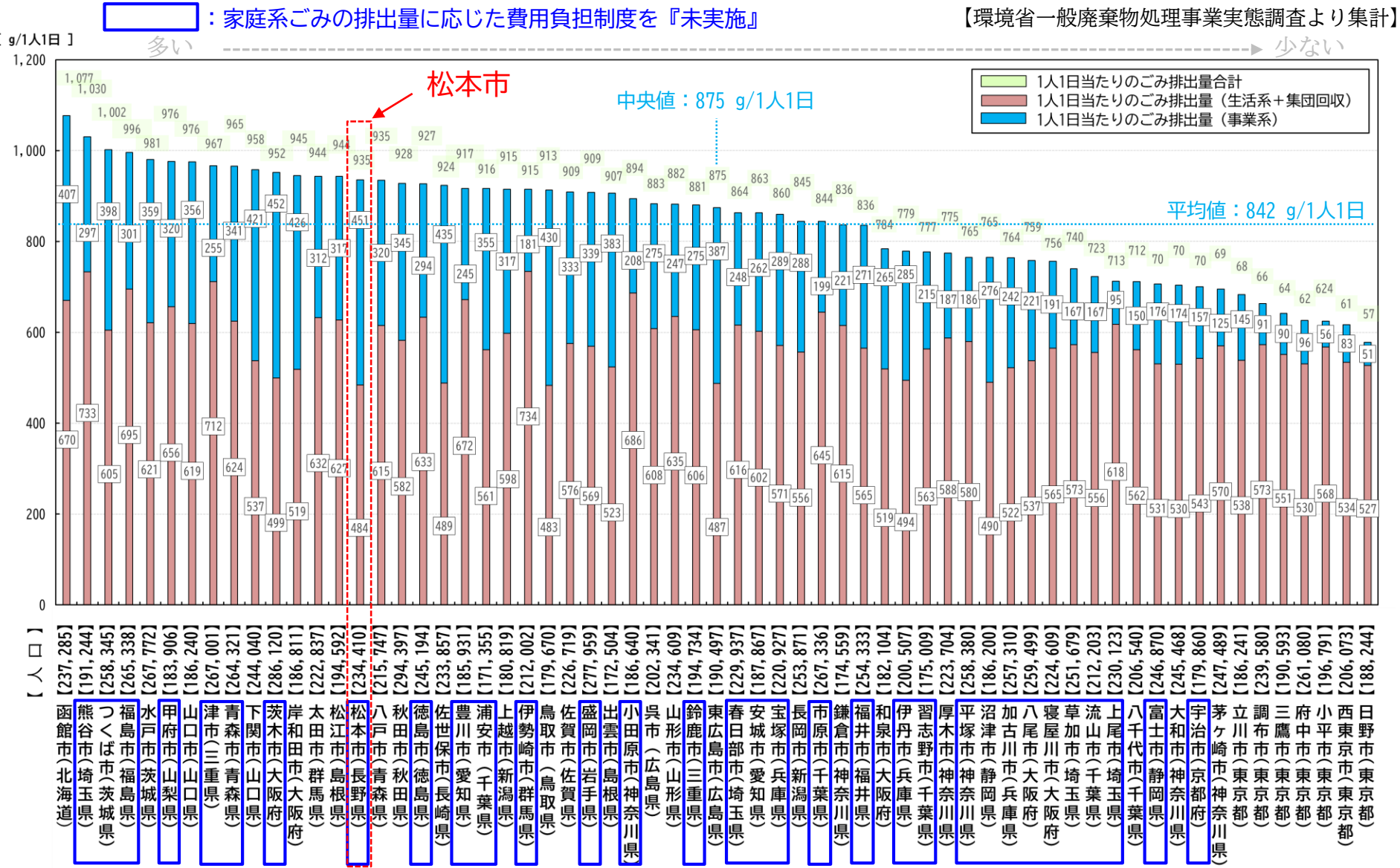


○ 松本市の1人1日当たりのごみ排出量は、中核市の中でも多い。

※生活系ごみは、環境省の集計方法の名称に準じて記載。 ※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

1 ごみ処理における全体像

人口同規模自治体【17万人～29万人】との比較（令和6年度実績）

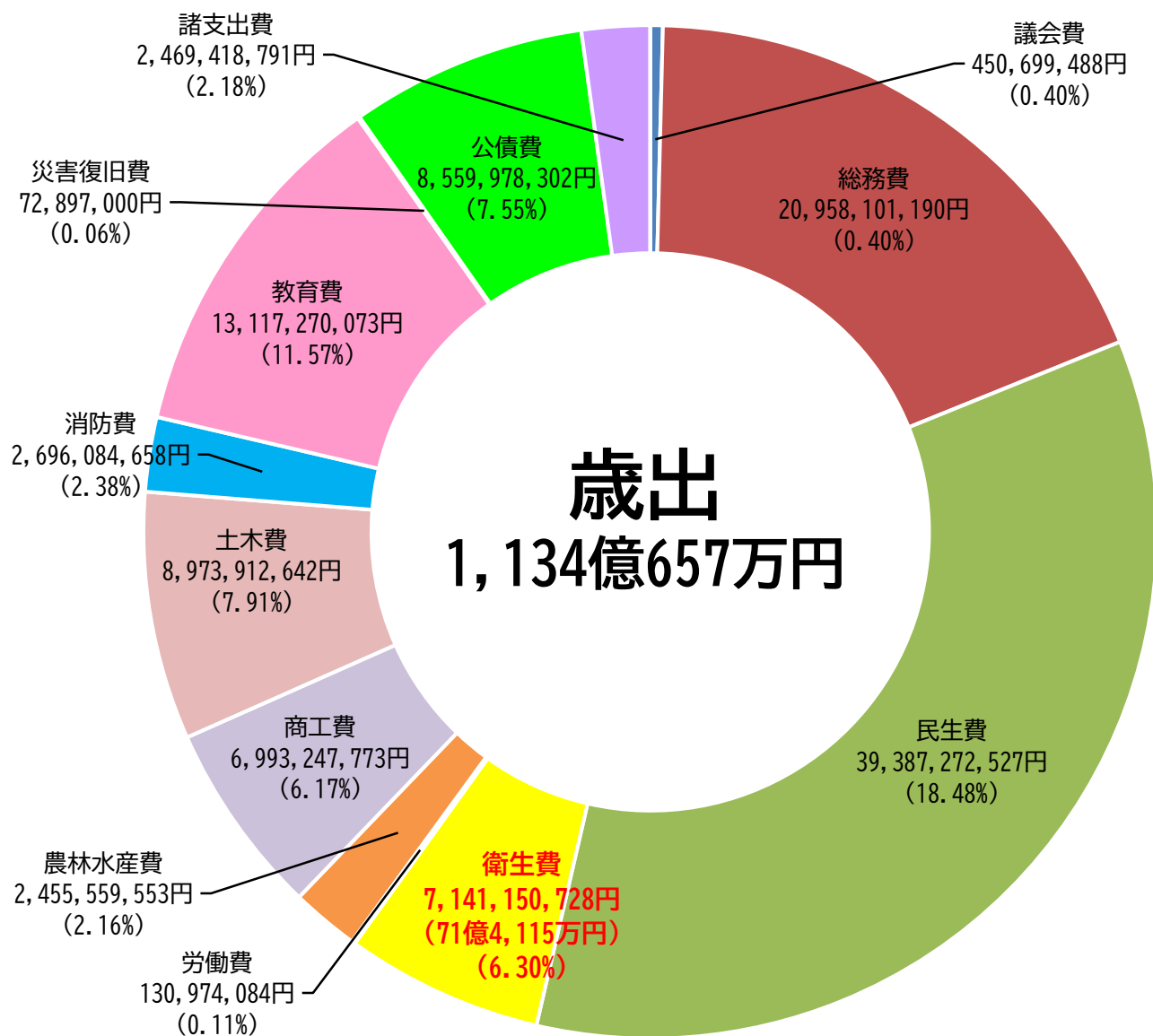


○ 松本市の1人1日当たりのごみ排出量は、人口同規模自治体の中でも多い。

※生活系ごみは、環境省の集計方法の名称に準じて記載。 ※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

13

松本市の歳出（一般会計、令和6年度実績）



令和6年度
ごみ処理費用（し尿を除く。）

24億6,053万円

歳出のうち、約2%
衛生費のうち、約34%

項目別のごみ処理費用の内訳①（令和6年度実績）

項 目	費 用	実施している事業（代表例）
リデュース	4 4 8 万円	食品ロス削減事業 ワンウェイプラスチック削減事業
リユース	6 2 3 万円	松本キッズ・リユースひろば事業
リサイクル	9 億 1, 5 5 4 万円	資源物の収集運搬（直営、委託） 不用食器リサイクル事業 大型プラスチック資源再資源化 スプリング製品再資源化 乾電池再資源化 蛍光管再資源化 コンクリート製品再資源化 焼却残渣資源化 松本市リサイクルセンターの管理 松塩地区広域施設組合分担金（プラスチック資源リサイクル施設分） ごみ減量機器購入補助金 資源物回収・集団回収助成金
適正処理	1 5 億 3, 4 2 8 万円	可燃ごみ、破碎ごみ等の収集運搬（直営、委託） 組成調査・食品ロス調査 埋立ごみ処分（破袋・破碎、最終処分） 焼却残渣処分（最終処分） 直営収集車両等の維持管理 新一般廃棄物最終処分場の建設及び最終処分場の維持管理等 松塩地区広域施設組合分担金（焼却施設分等） 事業系ごみの減量に関する費用（事業者用パンフレットの印刷） 不法投棄に関する費用（防止啓発用看板製作、防止フェンス設置等） 災害廃棄物処理計画の改定
合 計	2 4 億 6, 0 5 3 万円	

○ 松本市のごみ処理費用のうち費用がかかっているのは、『リサイクル』『適正処理』

項目別のごみ処理費用の内訳②（令和6年度実績）

項 目	費 用	実施している事業（代表例）
施設 建設・改良	7, 8 8 2 万円	新一般廃棄物最終処分場の建設（7, 3 2 8 万円） 現行の松本市所管施設の工事費
収集運搬	5 億 6, 2 9 2 万円	直営収集運搬人件費 可燃ごみ、破碎ごみ等の収集運搬委託費 資源物の収集運搬委託費 直営車両の燃料費、修繕費
中間処理	9, 9 0 4 万円	松本市リサイクルセンターの管理 蛍光管破碎機の修繕費 大型プラスチック資源再資源化 埋立ごみ処分（破袋・破碎）
最終処分	5 億 7, 8 4 8 万円	最終処分場の維持管理 埋立ごみ処分（最終処分） 焼却残渣資源化・処分
組合分担金 （※）	7 億 8, 4 2 9 万円	新ごみ処理施設建設事業に関する分担金（7 3 6 万円） 現行の組合所管施設の維持管理に関する分担金
その他	3 億 5, 6 9 8 万円	事務職員の人件費 組成調査・食品ロス調査等の調査費 食品ロス削減事業 松本キッズ・リユースひろば事業 不法投棄に関する費用（防止啓発用看板製作、防止フェンス設置等） 災害廃棄物処理計画の改定
合 計	2 4 億 6, 0 5 3 万円	

※償還金やごみ処理以外にかかる経費は除いています。

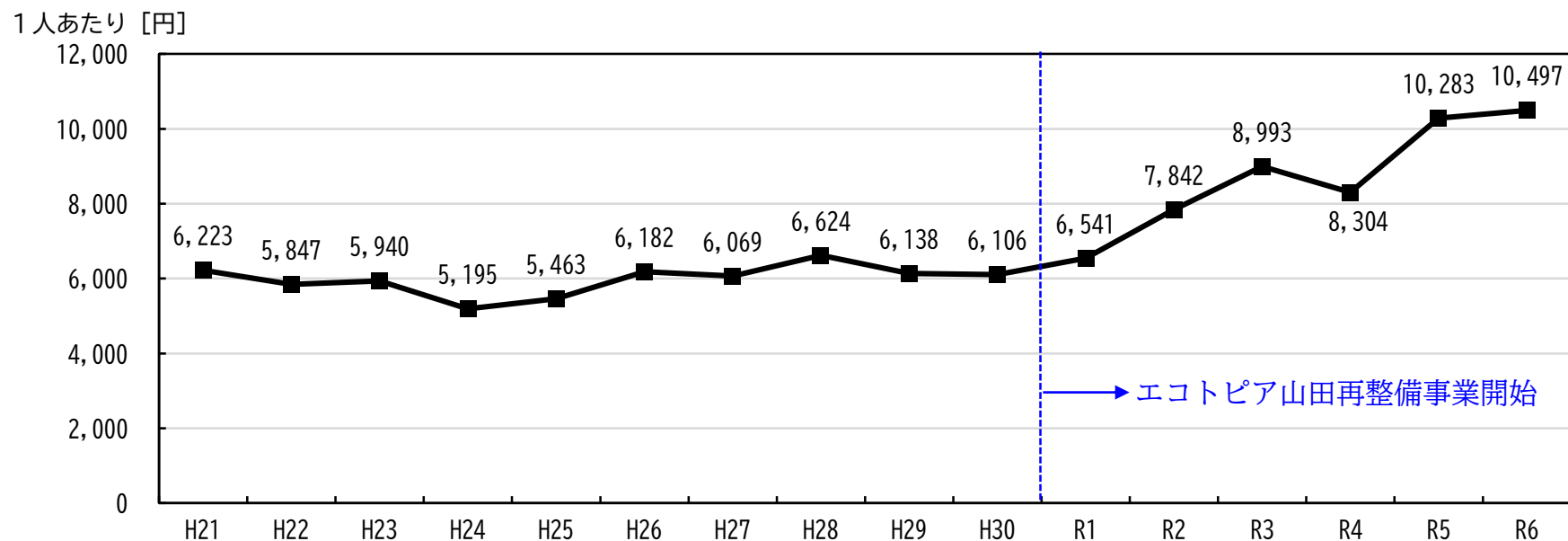
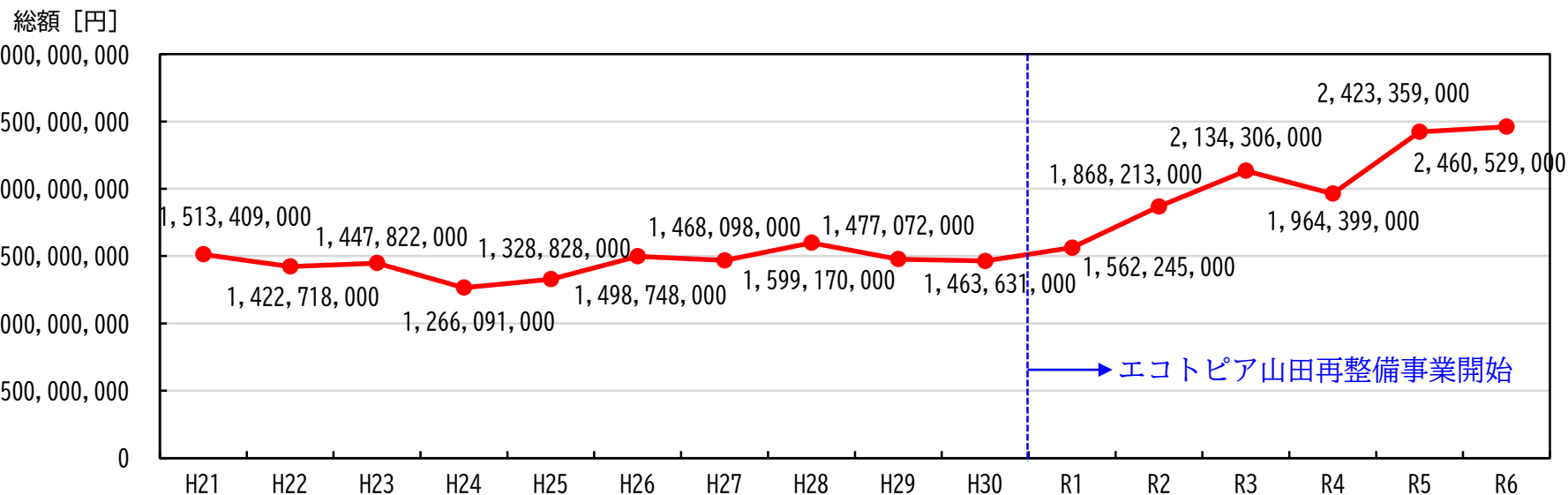
○ 松本市のごみ処理費用のうち費用がかかっているのは、『収集運搬』『最終処分』『組合分担金』

ごみ処理施設の建設費用

項 目	新ごみ処理施設（焼却施設等）	新一般廃棄物最終処分場		
概 要	▶ 一般廃棄物処理施設の種類 ・ 焼却施設 ・ 中間処理施設（破碎処理施設、プラスチックリサイクル施設） ▶ 処理する一般廃棄物の種類 ・ 焼却施設：可燃ごみ、中間処理後の可燃残渣 ・ 破碎処理施設：破碎ごみ、可燃性粗大ごみ ・ プラスチックリサイクル施設：プラスチック資源 ▶ 処理能力 ・ 焼却施設：312トン／日（156トン／日×2炉） ・ 破碎処理施設：13トン／5 h （埋立ごみを同時に処理する場合は16トン／5 h） ・ プラスチックリサイクル施設：13トン／5 h ▶ その他 蛍光管、乾電池の処理を想定 ▶ 供用開始予定 令和15年度から ※新ごみ処理施設基本計画（令和5年2月、松塩地区広域施設組合）から抜粋 ※今年度以降に、松塩地区広域施設組合で新ごみ処理施設基本計画の改定を予定しているため、施設概要が変更になる場合があります。 ▶ 一般廃棄物処理施設の種類 一般廃棄物最終処分場 ▶ 処理する一般廃棄物の種類 ・ 焼却残渣（燃え殻、ばいじん） ・ 埋立ごみ（主としてガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず） ▶ 処理能力 埋立地の面積 21,260 m² 埋立容量 206,500 m³ ▶ 埋立可能年数 令和10年度から令和26年度まで（17年間） ▶ 埋立方法 サンドイッチ・セル方式 ▶ 浸出水の処理方法 カルシウム除去設備＋物理化学処理設備（砂ろ過） 処理水は下水道へ放流 ▶ 遮水工 二重遮水シート構造、電氣的漏水検知システム <tr><td>費 用 (※)</td><td>新ごみ処理施設建設費：385億円～616億円</td><td>新処分場再整備費：約62億5千万円</td></tr>	費 用 (※)	新ごみ処理施設建設費：385億円～616億円	新処分場再整備費：約62億5千万円
費 用 (※)	新ごみ処理施設建設費：385億円～616億円	新処分場再整備費：約62億5千万円		

2 松本市のごみ処理経費について

松本市におけるごみ処理費用の経年変化



3 ごみとなる前に発生量を減らす取組み（リデュース・リユース）

リデュース・リユースに係る市の取組み

リデュースに係る取組み

▶ 食品ロス削減事業

ごみの削減及び食育の推進のため、「残さず食べよう！30・10運動」を軸として、家庭及び事業者における食品ロス発生状況の把握と削減を図るもの

▶ ワンウェイプラスチック削減事業

ごみの減量及びゼロカーボン推進に向け、「ワンウェイプラスチック削減ミッション」として、マイボトルの利用促進やリユース容器の普及等、様々な場面での使い捨てプラスチックごみの削減に資する施策を展開し、市民に使い捨てプラスチック製品に依存したライフスタイルからの転換を促すもの

▶ 可燃ごみの水切り推進

ごみ排出量を削減するため、生ごみ中に含まれる水分の水切りの必要性を市民に周知啓発するもの（イベント等での水切り袋配布）

リユースに係る取組み

▶ 松本キッズ・リユースひろば事業

ごみの減量化と子育て世帯への支援を目的として、短期間で使わなくなってしまう育児・子ども用品を希望する世帯に無料で配付するもの

▶ 不用食器リサイクル事業

市民団体との協働で、家庭で不用になった食器を回収し、状態の良いものは無料で配布するリユースを行い、その他のものは新しい製品の原材料としてリサイクルを行うもの

▶ 家具等のリユースに係る事業

松本クリーンセンター及び松本市リサイクルセンターに持ち込まれるごみの中で、まだ使用できるものを再使用する取組みを検討するもの（再使用に関するプラットフォームを運営する事業者から聞取調査を実施し、取組み内容を検討中）

4 家庭系ごみの処理について（リサイクル・適正処理）

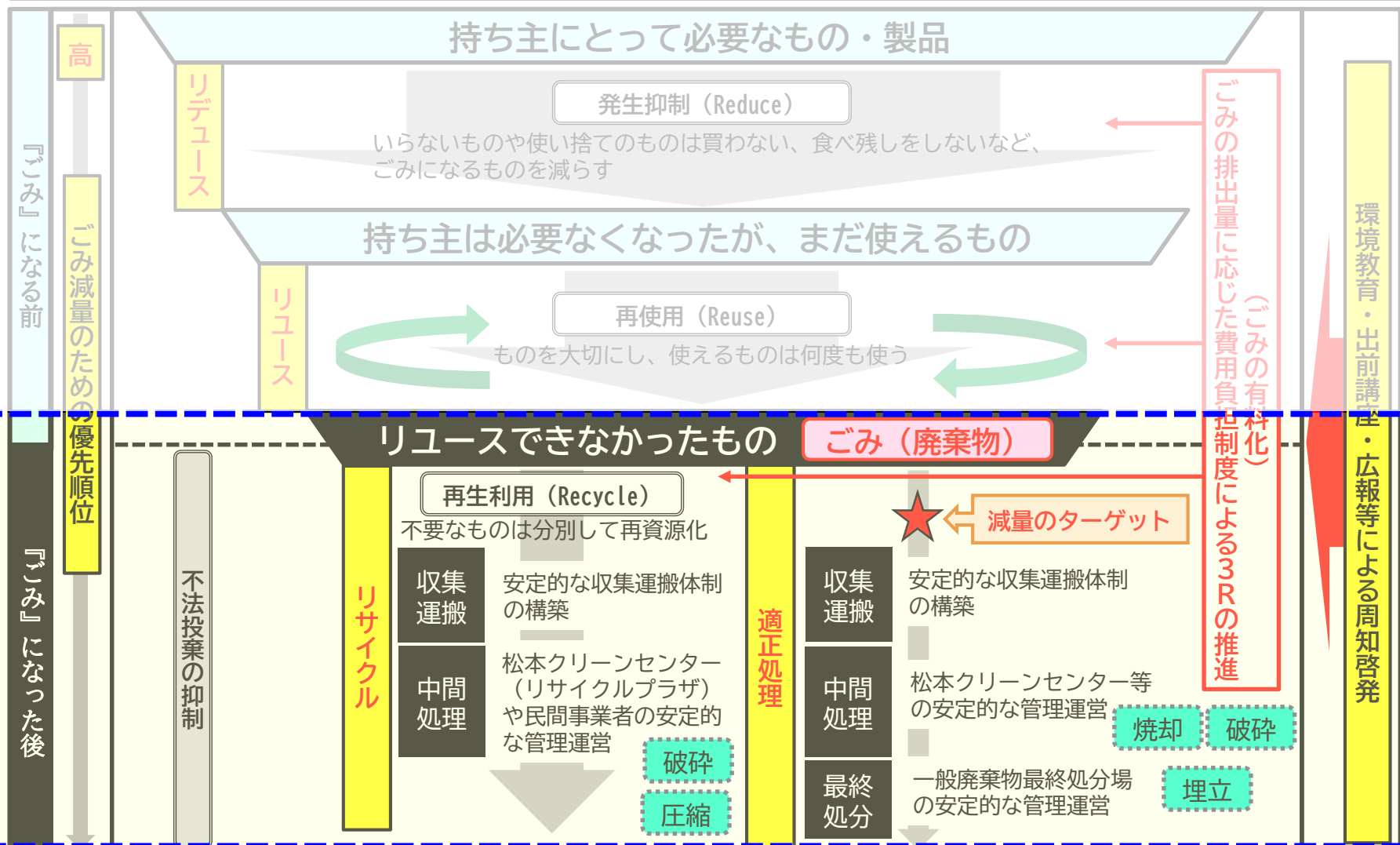
ごみ処理の 目的

ごみ（廃棄物）の『安定的な処理』

安定的とは、公衆衛生が保たれ、公害の発生がなく、適正に継続的なごみ処理が行われている状態

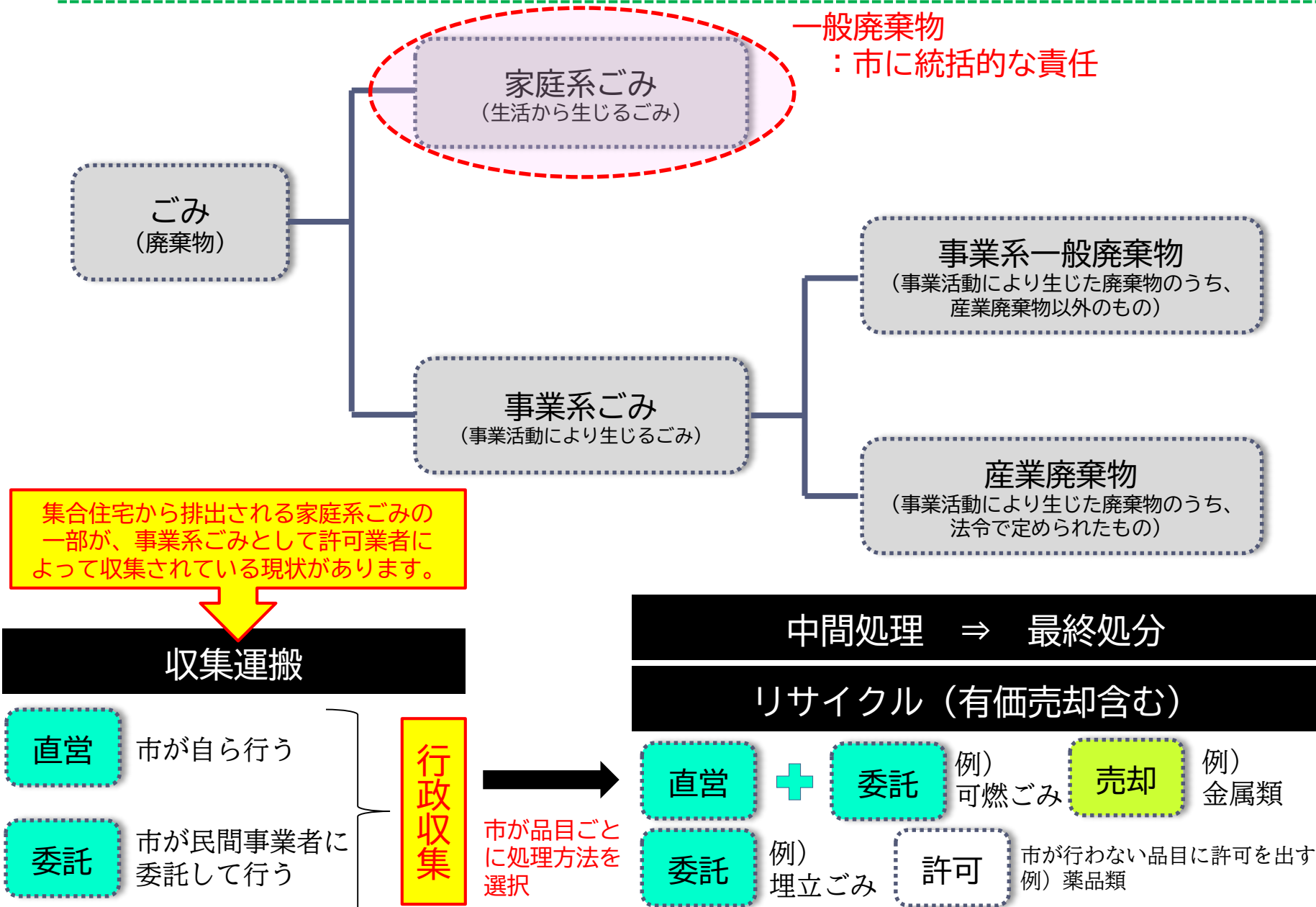
- ▶ ごみ（廃棄物）の『安定的な処理』を行ううえでは、①最終処分場の延命化が必要
- ▶ 持続可能な社会を実現するために、②地球温暖化の防止、③限られた資源の有効活用を行うことは、ごみ（廃棄物）の処理を行ううえでも最重要課題

➡ ①、②、③を実現していくためには、『ごみの減量化』が必要不可欠



4 家庭系ごみの処理について（リサイクル・適正処理）

基本的なごみ処理の考え方



4 家庭系ごみの処理について（リサイクル・適正処理）

分別区分【5分別25区分】

分 別	区 分		収集方法	収集頻度
1 可燃ごみ	1 可燃ごみ(落ち葉・剪定枝)		直営・委託	週2回
2 埋立ごみ	2 埋立ごみ			月1回～年2回
3 破碎ごみ	3 破碎ごみ			
4 資源物	4 プラスチック資源	プラスチック資源 大型プラスチック資源	直営	週1回～月2回 月1回
	(金属類)	5 アルミ缶 6 スチール缶 7 その他金属	委託	月1回～年6回
	(紙類)	8 新聞 9 雑誌 10 段ボール 11 紙パック		月2回～年5・6回
	12 古布			月1回～年1・2・6回
	(生きびん)	13 ビールびん 14 ジュースびん 15 一升びん		月1回～年1・6回
	(雑びん)	16 白色びん 17 茶びん 18 その他色びん		月1・2回～年6回
	19 小型家電		直営	月1回～年6回
	20 ペットボトル		委託	月1・2回～年6回
	21 蛍光管・体温計		直営・委託	月1回～年6回
	22 電池類			
	23 スプレー缶・ライター		直営	月1回～年6回
24 廃食用油		直営・委託	拠点回収 ：随時（開館時間）	
5 粗大ごみ	25 机、ステレオ、ミシン、カーペット、スプリング製品、ベッド枠、物干し台、物干し竿（金属製）、スキー・スノーボード用具一式		直営	軒先回収（事前申込） ：週1回～年7回

（※）「分別」中の「5 粗大ごみ」は9種類ですが、ごみステーションには出さないごみなので、1分別1区分として整理しました。

4 家庭系ごみの処理について（リサイクル・適正処理）

ごみステーションへの排出方法（指定ごみ袋制度）

○平成7年12月から指定ごみ袋制度を導入

（制度導入時から現在まで、ごみ処理費用の上乗せはしていません。）

【**記名式**：条例施行規則で氏名等（搬入者が識別できる記号等）の表示を努力義務化】

	可燃ごみ				破碎・埋立ごみ		プラスチック資源		
			落ち葉・剪定枝用						
容量	30 L	15 L	70 L	45 L	30 L	15 L	45 L	30 L	15 L
材質	高密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		高密度ポリエチレン		
厚さ	0.025 mm 以上	0.02 mm 以上	0.045 mm 以上	0.035 mm 以上	0.035 mm 以上	0.035 mm 以上	0.02 mm 以上	0.02 mm 以上	0.02 mm 以上
デザイン									
印刷 文字色	赤色		緑色		青色		黄色		

- ▶ 要綱に基づき、製造希望者からの申請を受けて登録した事業者が製造している。
- ▶ 市では直接製造していない（自由競争）。

ごみ処理費用負担の現状

現在の松本市のごみ処理において、ごみ排出者の費用負担は、

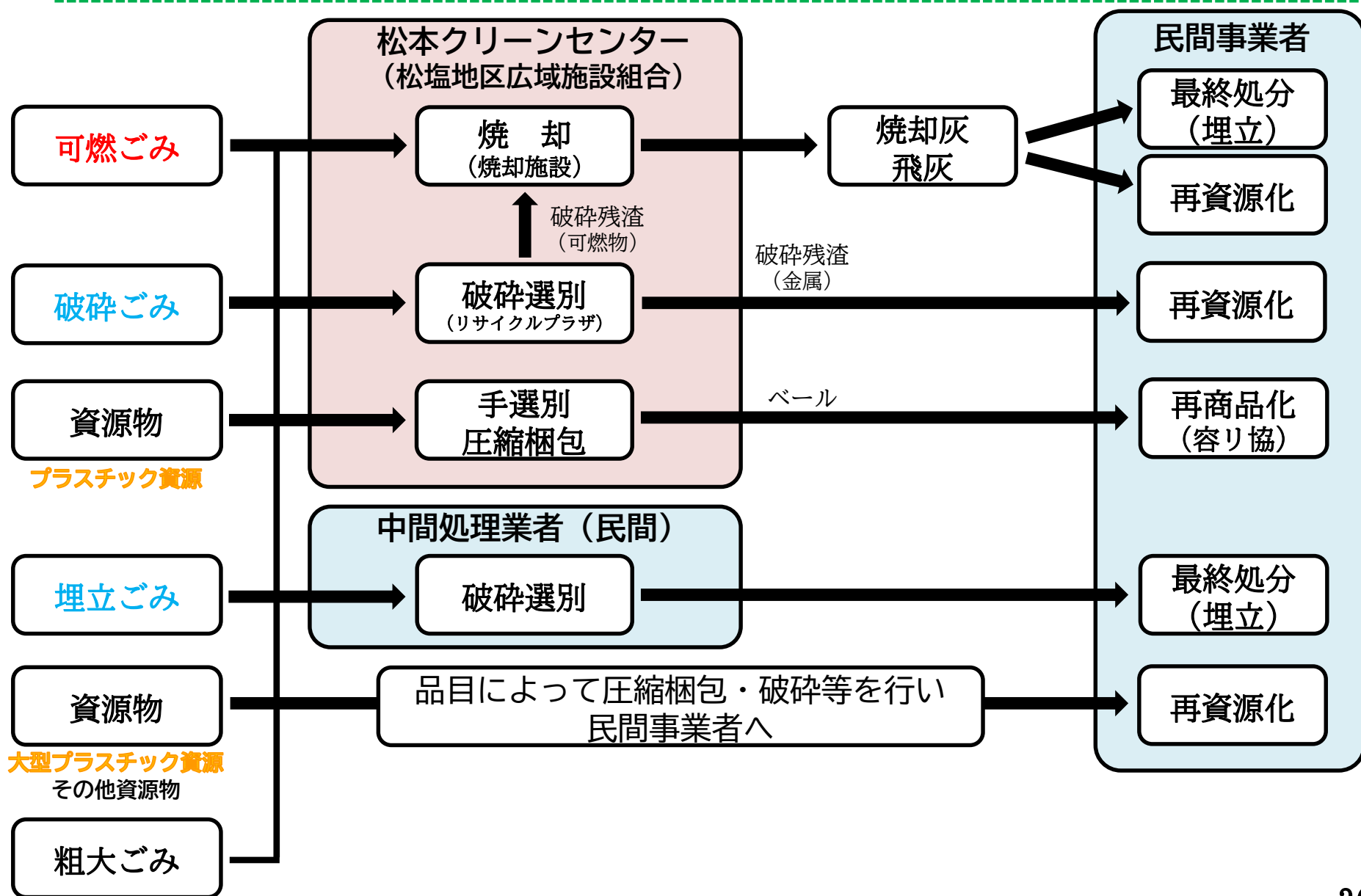
- ▶ 家庭系ごみは無料（一部、粗大ごみのみ有料）
- ▶ 事業系ごみは有料

＝家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を検討するのは、下表の太枠の区分＝

分別	家庭系ごみ		事業系ごみ	
	直営	委託	許可	直接持込
可燃ごみ	無料	無料	有料（※）	有料
破碎ごみ	無料	無料	有料（※）	有料
埋立ごみ	無料	無料	有料（※）	有料
資源物	無料	無料	有料	有料
粗大ごみ	有料	—	有料	有料

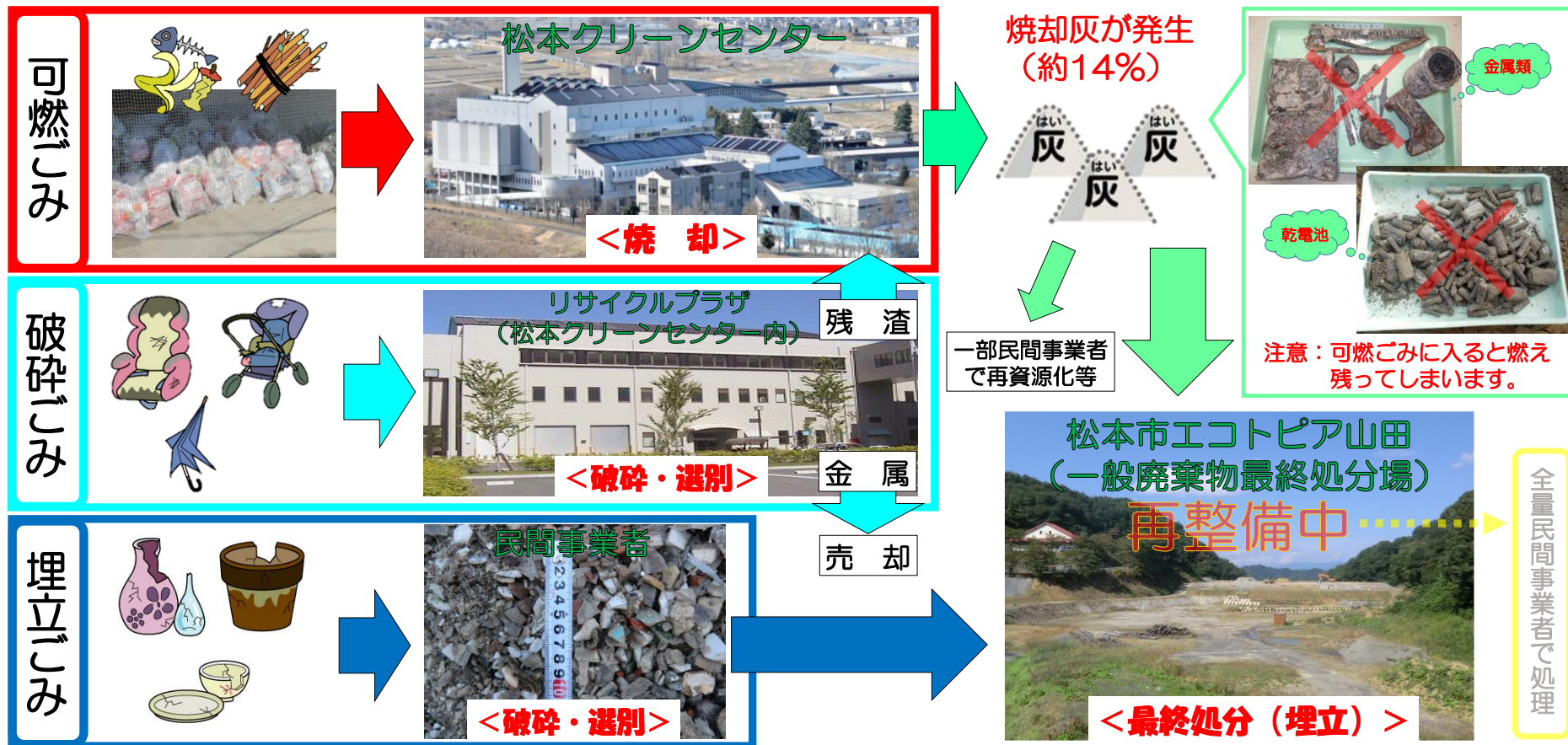
※「集合住宅から排出される家庭系ごみの一部が事業系ごみとして許可業者によって収集されており、指定ごみ袋が使用されていない状況がある」ため、指定ごみ袋を使用した収集体制に変更する予定で検討を進めています。

ごみ処理の流れ（概略図）



4 家庭系ごみの処理について（リサイクル・適正処理）

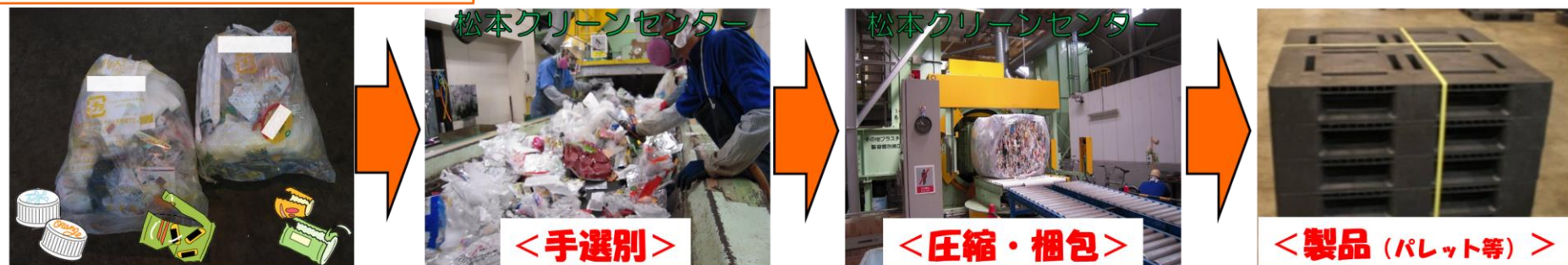
ごみ処理の流れ①（ごみ）



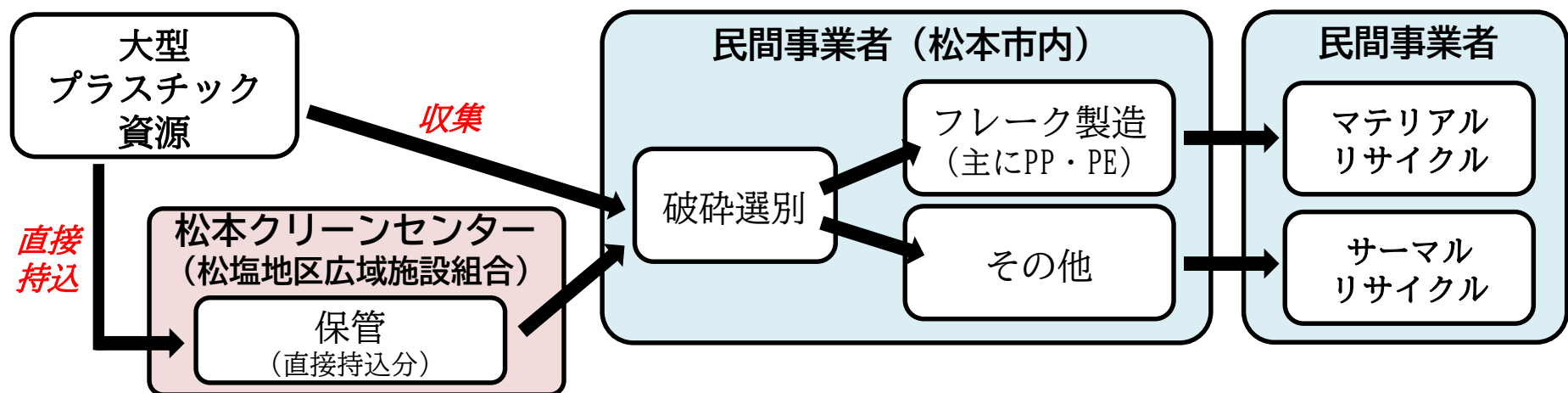
4 家庭系ごみの処理について（リサイクル・適正処理）

ごみ処理の流れ②（資源物－１）

<プラスチック資源>



<大型プラスチック資源>

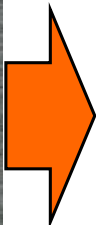


ごみ処理の流れ③（資源物－２）

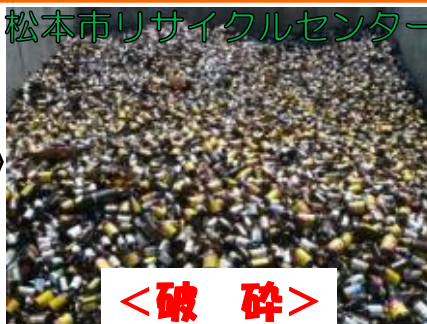
<紙 類>



<ペットボトル PET>

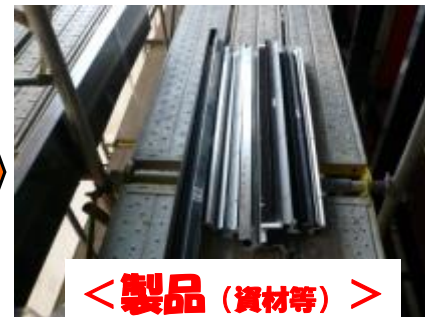


<雑びん>（生きびんは、主にリユースされています。）

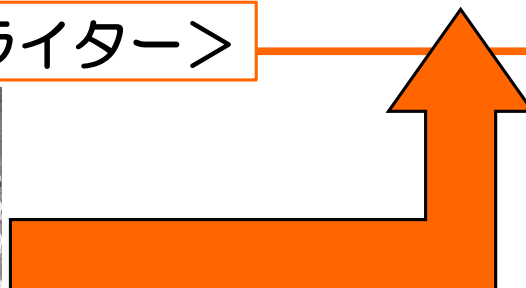
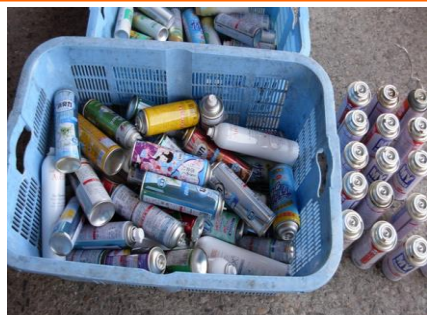


ごみ処理の流れ④（資源物－３）

<金属類>



<スプレー缶・ライター>



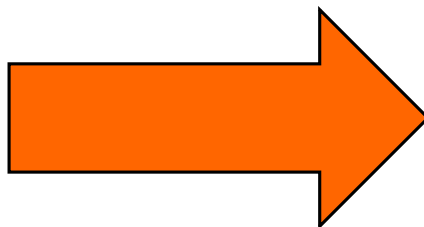
排出時の注意：中身を使い切って、穴を開けない

<アルミ缶 ・スチール缶 >



ごみ処理の流れ⑤（資源物－４）

<布 類>

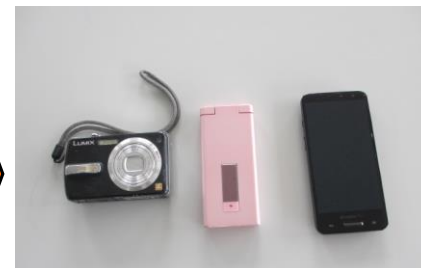


<製品（古着・ウエス）>

<小型家電>



<破 碎>



<金属回収→小型家電等>

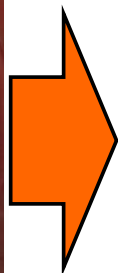
<廃食用油>



<BDF燃料>

ごみ処理の流れ⑥（資源物－５）

<乾電池>



<製品（自動車部品等）>

<蛍光管・体温計>



<破 碎>



<水銀回収→蛍光管等>

4

分別の周知①（家庭系ごみ・資源物の分け方・出し方、ごみ収集日程表）

[illegible]

●ごみ分別時間：午前7:00～午前8:15までに出すようにお願いします。
●指定袋には氏名を記入してください。

第一地区Aごみ・資源物収集日程表

令和5年4月1日
令和6年3月31日

84-24

資源物は町会で決められたステーションに出しましょう。

町会名 本町1丁目・本町4丁目・本町5丁目・伊勢町2丁目・伊勢町3丁目・分洞町・新伊勢町・神明町・西五四・西長沢町・中条中・博勢町・中町1丁目・中町2丁目・中町3丁目

知っている？分別すれば資源になるよ。

4月 ボイ捨てで、正しい心も捨てている。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	可	能・バ・ス		プラ資・破	可	
9	10	11	12	13	14	15
	可			プラ資・破	可	
16	17	18	19	20	21	22
	可	能・バ・小		プラ資・破	可	
23/30	24	25	26	27	28	29
	可	資 源		プラ資	可	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	可	能・バ・ス		プラ資・破	可	
9	10	11	12	13	14	15
	可			プラ資・破	可	
16	17	18	19	20	21	22
	※	可	能・バ・小		プラ資・破	可
23	24	25	26	27	28	29
	可	資 源		プラ資	可	
28	29	30	31			
	可					

食べ物捨てる前にさ、チェックして。

6月 もったいない。リサイクルはまだできる。

日	月	火	水	木	金	土
						1
						2
						3
4	5	6	7	8	9	10
	可	能・バ・ス		プラ資・破	可	
11	12	13	14	15	16	17
	可			プラ資・破	可	
18	19	20	21	22	23	24
	可	能・バ・小		プラ資・破	可	
25	26	27	28	29	30	
	可	資 源		プラ資	可	

日	月	火	水	木	金	土
						1
						2
						3
4	5	6	7	8	9	10
	可	能・バ・ス		プラ資・破	可	
11	12	13	14	15	16	17
	可			プラ資・破	可	
18	19	20	21	22	23	24
	可	能・バ・小		プラ資・破	可	
25	26	27	28	29	30	
	可	資 源		プラ資	可	

まあいいか。その積み重ねで、街が汚れる。

8月 リサイクル、しっかり分別、いい気持ち。

日	月	火	水	木	金	土
						1
						2
						3
6	7	8	9	10	11	12
	可	能・バ・ス		プラ資・破	可	
13	14	15	16	17	18	19
	可			プラ資・破	可	
20	21	22	23	24	25	26
	可	能・バ・小		プラ資・破	可	
27	28	29	30	31		
	可	資 源		プラ資	可	

日	月	火	水	木	金	土
						1
						2
						3
4	5	6	7	8	9	
	可	能・バ・ス		プラ資・破	可	
10	11	12	13	14	15	16
	※	可		プラ資・破	可	
17	18	19	20	21	22	23
	可	能・バ・小		プラ資・破	可	
24	25	26	27	28	29	30
	可	資 源		プラ資	可	

可 可ごみ (月・金曜日)

能・バ・小 雑草、ペットボトル、小家電等

能・バ・小 雑草、ペットボトル、家電等、家電等、スプレー缶、ライター

資 源 紙類、金属類、布類、生き生肉

プラ資 プラスチック資源 (普通 木曜日)

プラ資・破 プラスチック資源と破砕品

- ▶ 市内全地区を41日程で収集

分別の周知②-1（ごみ分別アプリ『さんあ～る』の配信） H29年度～

トップ画面



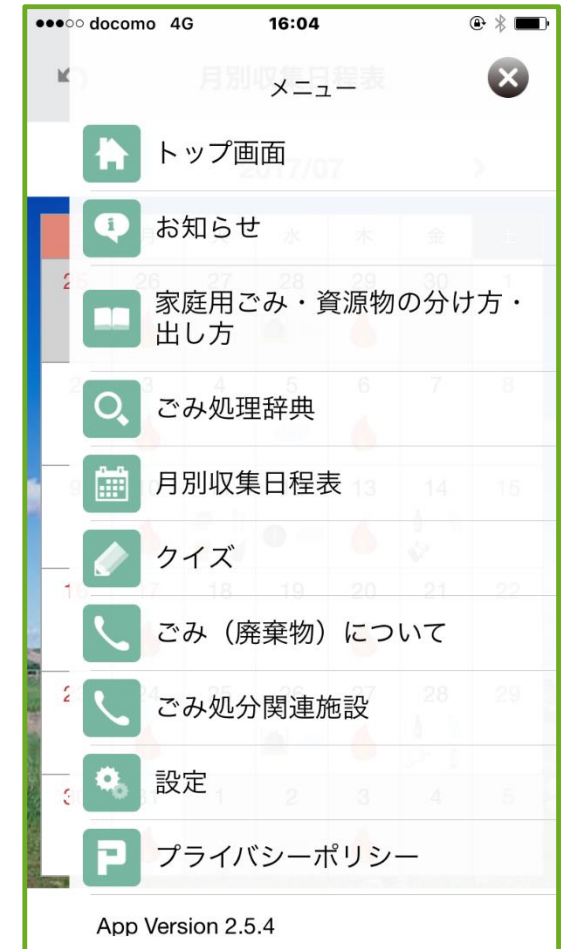
日程表

月別収集日程表

2017/07

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

メニュー画面



分別の周知②-2（ごみ分別アプリ『さんあ〜る』の配信） H29年度～

分け方・出し方(便利帳)

可燃ごみ

生ごみ・剪定木の処理機を購入すると補助制度があります。
(お知らせを参照してください。)

台所ごみ **指定ごみ袋(赤文字)**



貝がら ぬか 茶がら 焼鳥用の串
酒・豆乳等のパックで内側にアルミコーティング等の防水加工をしてあるもの

○生ごみ等を出すときは、水切りを十分に行い、新聞紙等に包むなどして 出してください。
○焼鳥等の串は、折るなどをして危険のないようにしてください。

木くず・小型家具類 **指定ごみ袋(赤文字)**



木くず 板等 小型家具類 (小さく破碎して!)

○板等、家具類は、長さ50cm×30cm位の束にして指定ごみ袋を付けて出してください。
○上記の大きさより大きい物は直接、松本クリーンセンターに持ち込んでください。(有料)

ごみ処理辞典

docomo 4G 16:06

ごみ処理辞典

Q

あ

- I H調理器 >
- アイロン (小型家電製品) >
- アイロン (金属製) >
- アイロン台 >
- 空缶(アルミ製) >
- 空缶(スチール製) >
- アクセサリ(プラスチック製) >
- アクセサリ(複合製品) >
- アクセサリ(金属製) >
- アコーディオン >
- アコーディオンカーテン(80センチメートル以内) >

▶ 令和7年3月（令和6年度末）時点のダウンロード数：36,427件

分別の周知③-1（市公式LINEでの周知）

『市公式LINE』で使える『ごみ』に関するメニュー

- ① ごみの出し方を検索できます
- ② ごみの収集日通知が受け取れます

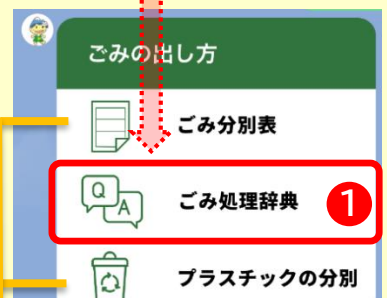
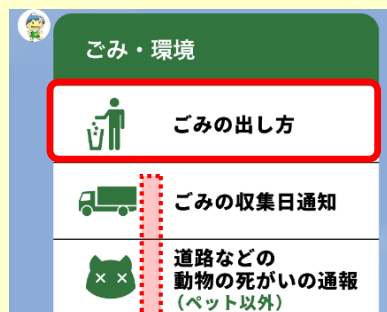
市公式LINEメインメニュー



4 家庭系ごみの処理について（リサイクル・適正処理）

分別の周知③-2（市公式LINEでの周知）

① ごみの出し方の中のごみ処理辞典を選択

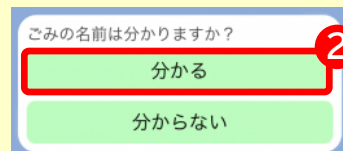


●他の項目を押すと・・・



◎「名前やキーワードが分かるもの」＜自動で返答＞

②「分かる」を選択

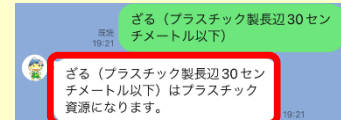


③名前やキーワードを入力し、

④必要に応じて項目を選択



回答が届きます！

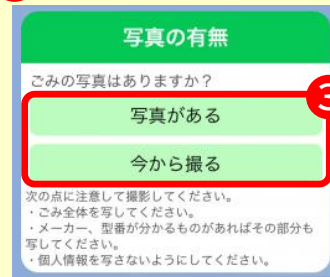
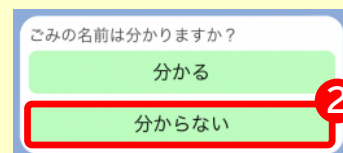


◎「名前やキーワードが分からないもの」＜写真を送ると有人で返答＞

③ 写真の有無を選択

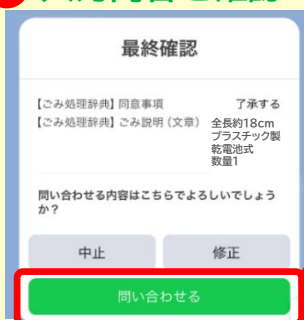
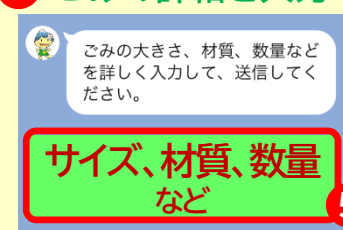
④ 写真を送付（複数送付可）

②「分からない」を選択

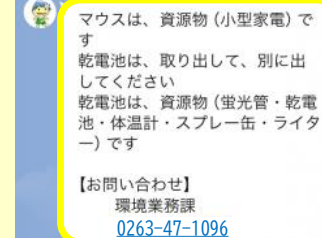


⑤ ごみの詳細を入力

⑥ 入力内容を確認

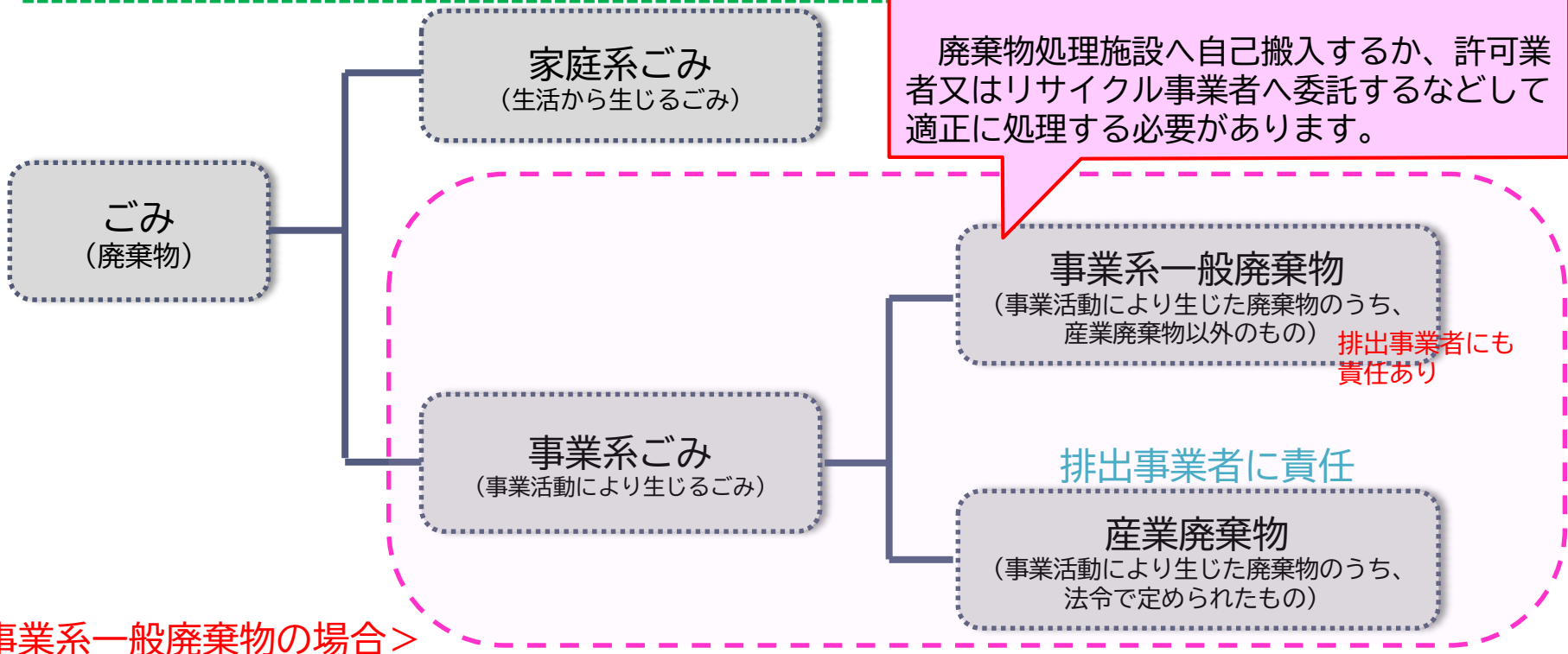


回答が届きます！

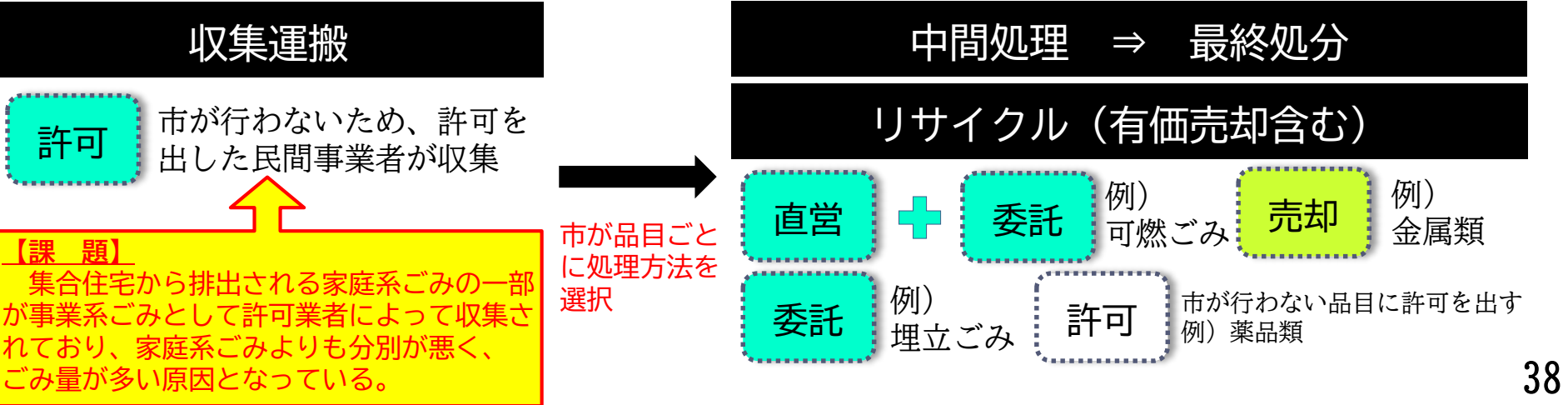


5 事業系ごみの処理について（適正処理）

基本的なごみ処理の考え方



<事業系一般廃棄物の場合>



5 事業系ごみの処理について（適正処理）

『事業系一般廃棄物』の内訳（令和7年度可燃ごみ組成・食品ロス調査結果）

【単位：割合[%】

食品
ロス

産廃
混入

搬入
規制

区 分	飲食店	小売店	宿泊施設	集合住宅	事業所
生ごみ	67.2	48.2	53.6	21.1	12.4
食品ロス	45.1	32.4	31.0	—	—
調理くずのうち可食部	4.8	2.1	2.9	—	—
食べ残し	39.3	19.3	27.7	—	—
手付かず食品	1.0	11.0	0.4	—	—
調理くず	21.2	15.6	21.8	—	—
食品以外	0.9	0.2	0.8	—	—
生ごみ以外	32.8	51.8	46.4	78.9	87.6
プラスチック類	17.3	28.5	16.1	19.8	24.1
リサイクル可能な割合（※1）	11.0	10.4	9.8	15.3	14.1
紙類	14.1	19.2	22.9	32.4	41.5
リサイクル可能な割合	2.9	7.3	7.4	20.8	27.2
布類	0.0	0.5	2.5	16.3	4.9
リサイクル可能な割合	0.0	0.0	1.2	14.3	0.9
その他（木竹類、金属類等）	1.4	3.6	4.9	10.4	17.1

別途対策を検討中

※1 本市では事業系ごみに含まれるプラスチック類のうち、集合住宅から排出されるもの及び事業形態に関わらず個人消費ものは一般廃棄物に該当します。そこで、事業系ごみにおいても、一般廃棄物のリサイクル可能な割合を把握できる可能性があるため分類したものの

家庭系可燃ごみより
分別が悪い

不法投棄対策と実績

<対 策>

▶ 不法投棄パトロール

市職員による不法投棄パトロールの実施

▶ 市内プロスポーツの試合会場、松本駅前での啓発活動

松本市環境衛生協議会連合会等と協力し、ポイ捨て、不法投棄に関する啓発活動を実施

▶ 不法投棄防止啓発用立て看板の配布

要望のある町会に対して、不法投棄防止啓発用の立て看板を配布

▶ 不法投棄防止フェンスの設置

要望のある地区に対して、市で不法投棄防止フェンスを設置

<不法投棄物の回収（処分）実績>

		R 5年度		R 6年度		R 7年度		増 減 (R7－R6)
		件数	重量	件数	重量	件数	重量	重量・台数
処理量 (t)	可 燃 ご み	266	3	238	3	345	1	△ 2
	不 燃 ご み		2		1		3	2
	合 計		5		4		4	0
家電4品目 (台)		台数		台数		台数		
	テ レ ビ	53		38		44		6
	冷 蔵 庫	5		9		14		5
	洗 濯 機	3		3		4		1
	エ ア コ ン	0		1		2		1
	合 計	61		51		64		15